

# 第1章 預金取引と成年後見

山下 純 司

## 1 はじめに

本稿は、預金者について成年後見等が開始した場合における法的な問題点を検討するものである。高齢化社会の到来に伴い、預金者について精神上的の障害により、事理弁識能力が低下するという事態は珍しいものではなくなっている。そのような場合には、法定後見、保佐、補助といった制度や、さらには任意後見契約の利用により、預金の管理を他者が行うといったことが行われる。本稿は、そうした場面において預金取引にどのような問題が生じるかをまず検討し、それに対する銀行側の現在の対応とその問題点を整理する。その後、立法論も含めた今後の課題について、若干の指摘を行うこととする<sup>(1)</sup>。

## 2 成年後見等が開始した場合の預金取引上の問題点

### (1) 制限行為能力者の取消権

最初に、民法の制限行為能力制度について、基本的なルールを確認しつつ、預金取引の関係でどのような問題が生じるかを確認しておこう。

#### ① 後見

「精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者」が、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた場合、その者は成年被後見人となり、その者自身がした法律行為は、日常生活に関する行為を除いて、取り消すことができるようになる（民法7～9条）。ただし、成年被後見人が、自らが行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いたときは、この限り

---

(1) 金融取引における成年後見の問題を実務的観点から検討する論考として、玉上信明「金融取引と成年後見の実務」ジュリスト1211号55頁以下（2001）、大垣尚司「金融取引における金融機関の相手方確認義務」実践成年後見34号4頁以下（2010）、佐藤勤「銀行における成年後見人等への対応」実践成年後見34号14頁以下（2010）、廣瀬充弘「後見実務における財産管理の実務と課題—金融機関への対応を中心に—」実践成年後見34号32頁以下（2010）、高橋恒夫「成年後見制度に関する届出の失念と払戻行為取消しの可否」銀行法務21・758号・64-65頁（2013）、岡野正明「後見開始前の取引中止と定期解約の取消請求」金法1958号72-73頁（2012）。また、座談会「成年後見制度と地域金融機関のあり方（1）～（3）」銀行法務21・734号24頁以下・736号32頁以下・737号28頁以下（2011）も参照。

ではない（民法 21 条）。

法律行為が取り消された場合、その行為は初めから無効であったものとみなされる。従って、当事者間の権利義務関係は当該法律行為前の状態に戻される。同時に、当該法律行為を原因として給付された財産も返還されることになるが、制限行為能力者については特別に規定されていて、現存利益の範囲でしか返還義務を負わない（民法 121 条）。

これを預金取引について見た場合、銀行での口座開設から預金の預入、預金の引出し、更には振込みに至るまで、通常の預金取引とは、個人と銀行との預金契約の締結と解約、当該個人の預金者としての地位に基づく権利行使等の法律行為である。従って、預金者が成年被後見人である場合には、これらの行為が事後的に取り消される可能性がある。

このうち、預金の引出しや預金を原資とした振込みといった行為が取り消された場合が、特に問題である<sup>(2)</sup>。

預金引出しの手続きがとられ、銀行が預金者に預金を払い戻した後に、引出し行為が取り消されると、預金は引出し前の残高に回復する<sup>(3)</sup>。このとき、銀行は預金者に払い戻した金銭の返還を請求できるが、その範囲は現存利益の範囲に限られる。つまり、全額を返還請求できない可能性がある。

また、預金口座から他の口座に振込みがなされ、銀行が送金の手続きをとった後に、振込委託が取り消された場合についても、預金は振込み前の残高に回復すると考えられる<sup>(4)</sup>。このとき、銀行は預金者に対して、不当利得の返還を請求できるが、その範囲は現存利益に限られる。つまり、ここでも全額を返還請求できない可能性がある。

## ② 保佐

「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」が、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けると、その者は被保佐人となる（民法 11 条、12 条）。被保佐人は、民法 13 条 1 項で限定列挙された一連の行為に加え、同 2 項に定める家庭裁判所の審判で指定された行為について、保佐人の同意を得るか、同意に代わる家庭裁判所の許可（同 3 項）を得なければならない。同意又は同意に代わる許可を得ずに、被保佐人が単独でした法律行為は、それ

---

(2) 以下の解釈について、岩原紳作『電子決済と法』205-210 頁（有斐閣、2003 年）参照。なお、小塚莊一郎・森田果『支払決済法』43 頁（商事法務、2010 年）は、制限行為能力者の預金取引に民法の規定がそのまま適用されるかどうか自体に慎重な態度をとる。

(3) 預金の引出しは、預金（消費寄託）の解約とそれに伴う寄託物としての預金の給付に分解して理解することができ、解約の取消しがなされれば、預金残高は取消し前の状態に回復することになる。

(4) 預金口座から他の口座への振込みは、預金（消費寄託）の解約と振込み委託の二つの法律行為に分解して理解することができ、解約の取消しがなされれば、預金残高は取消し前の状態に回復することになる。

が日常生活に関する行為でない限り、取り消すことができる（同4項）。法律行為が取り消された場合の効果は、後見の場合と基本的に同じである。

預金取引との関係では、預金の引出しや振込みがやはり問題である。これらの行為は、民法13条1項1号の「元本を領収し、又は利用すること」に該当すると考えられる<sup>(5)</sup>。従って、預金者が被保佐人である場合であって、保佐人の同意を得ずに預金の引出しや振込みを行ったときには、これらの行為が取り消される可能性があり、そのことによって銀行が損失を被る可能性がある。

### ③ 補助

「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」が、家庭裁判所の補助審判を受けると、その者は被補助人となる（民法15条、16条）。被補助人は、民法17条1項に定める家庭裁判所の審判で指定された行為（民法13条1項に規定する行為の一部に限る）について、補助人の同意を得るか、同意に代わる家庭裁判所の許可（民法17条3項）を得なければならない。同意又は同意に代わる許可を得ずに、被補助人が単独でした法律行為は、取り消すことができる（同4項）。

従って、預金取引との関係では、預金の引出しや振込みといった「元本を領収し、又は利用すること」に該当する行為が、補助人の同意を得なければならない行為として審判で指定された場合に、保佐の場合と同様の問題が生じることになる。

## (2) 後見人等の法定代理権

成年後見人は、「被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する」（民法859条1項）。従って成年後見人は、預金口座の管理を被後見人に代わって行い、かつ、預金取引にかかる法律行為について、被後見人の法定代理人として行為することになる。

保佐人及び補助人については、家庭裁判所は、保佐人又は補助人に対して、「特定の法律行為について」「代理権を付与する旨の審判をすることができる」（民法876条の4第1項、同876条の9第1項）。これにより、保佐人・補助人は、法定代理人として行為することができるようになる。保佐人・補助人が財産管理を任される場合、預金取引にかかる法律行為の代理権が付与されることは珍しくないであろう。

---

(5) 元本とは、「他人に自己の財貨を利用せしめることの対価として収益を取得する場合に、そこでの元物およびかくて利息を生ぜしめる金銭」とされる（『新版注釈民法(1)』357頁（鈴木禄弥））。元本の領収や利用が、保佐人の同意を要する行為に挙げられている理由は、それによって財産の費消の危険が高まるからとされている（梅謙次郎『民法要義(1)』36頁参照）。

預金者の法定代理人が、預金取引にかかる法律行為を代理した場合、代理権の範囲を逸脱して行為することで、当該取引が無権代理となる事態が考えられる。その場合、代理行為の効果は本人である預金者に原則として帰属しない。例外的に、表見代理（民法110条）もしくは債権の準占有者への弁済（478条）の規定によって、銀行側の取引に対する信頼が保護される可能性があるが、法定代理権の範囲は法定されているから、銀行が法定代理人と取引をしたと知っていながら、法定代理権の範囲を誤って認識したという場合に、信頼が保護される可能性は低いであろう。

### **(3) 任意後見の場合**

任意後見の場合はどうだろうか。

任意後見契約とは、「委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養介護及び財産の管理に関する全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約」であり、家庭裁判所による任意後見監督人の選任手続きがあつて、はじめて効力を生ずる（任意後見に関する法律2条1号）。

任意後見契約は、委任者である本人の行為能力を制限するものではないから、法定後見の場合のような法律行為の取消しの問題は生じない。

他方で、任意後見人は、委託者である本人の委任を受けて行為する任意代理人であるから、代理権の範囲は、委任契約の内容により決定される。

従って、預金取引との関係でも、預金の引出しや振込みが取り消されるといった事態は生じない反面、任意後見人が代理権の範囲を超えて預金の引出しや振込みをするという事態が考えられることになる。任意後見契約は公正証書で行われ（任意後見契約法3条）、代理権の範囲は後見登記の登記事項とされているため（後見登記等に関する法律5条4号）、代理権の範囲を誤信した銀行の信頼が保護される可能性は低いであろう。

## **3 銀行側の対応**

### **(1) 約款上の届出義務と届出後の対応**

2で指摘した問題に、銀行はどのように対応しているのかを見ておこう。

銀行の取引約款には、預金者について後見等が開始された場合に、銀行への届出を義務付ける条項が置かれているのが一般的である。すなわち、家庭裁判所の審判により、預金者について後見・保佐・補助が開始されたとき、あるいは、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに後見人等の氏名その他を書面により取引店に届け出ることを、預金者に義務付けて

おり、預金者がこれらの義務に違反して届出を怠った場合、銀行は責任を負わないことを定めておくわけである。

届出には、各銀行が定める所定の届出書を用いることになるが、そこでは、本人の氏名住所のほか、後見人等の氏名住所、家庭裁判所による審判の内容（審判の種類、代理権・同意権の内容等）、現在行っている取引の種類などが確認できるようになっており、添付書類として登記事項証明書・審判書の抄本および確定証明書の提出を求めるのが一般的なようである<sup>(6)</sup>。

過去に行われたアンケート調査の結果を見ると、こうした届出は、預金口座のある支店において届け出るものとする銀行が多いようである。また、成年後見だけでなく、保佐・補助や、任意後見の場合においても、届出後は本人との取引を行わないとする銀行が相当数存在するようであり、事理弁識能力が不十分となった預金者本人との取引に、銀行側が慎重な姿勢をとっていることが伺われる<sup>(7)</sup>。

## (2) 届出義務違反が争われた事例

保佐開始の審判を受けた預金者が、そのことを銀行に届け出ずに預金取引を行った場合における、取消権の行使の可否が問題となった裁判例がある。これを検討しよう。

### ① 事実関係

Xは飲酒癖があり、心因性反応症、解離性健忘症との診断を受け、平成12年11月には障害等級2級の認定を受けている。それ以前から、Xは借金を繰り返しており、平成13年9月ごろには、任意整理の手続をとったことがある。

平成19年4月、Xが有していたY労働金庫の普通預金口座（本件口座）に、退職金約1800万円が振り込まれた。Xの長男であるKは、Xと相談の上、当時判明していたXの借金をすべて返済させた。また、退職金のうち1000万円をYの定期預金に振り替えさせ、本件口座の通帳とキャッシュカードはKが預かることとした。

これと併行して、KはXの保佐開始の申立てを家庭裁判所に行った。同年5月に、家庭裁判所は、Xについて保佐を開始し、Kを保佐人として選任する旨審判した。

ところが、XはKの預かっていた本件口座の通帳とキャッシュカードを無断で持ち出し、平成19年6月から平成20年5月までに、ATMから複数回の払戻しを受けた。払戻額の合計

---

(6) 全国銀行協会「成年後見制度に関する届出書」参照。

(7) 成年後見センター・リーガルサポートが2012年度に実施した『「成年後見制度に関する届出」及び「成年後見人等が行う金融機関取引」等に関する質問に対する回答書』や、高江俊名「成年後見人等に対する金融機関の対応の問題点と課題 一日弁連アンケート検査結果を踏まえて」実践成年後見34号24頁以下（2010）を参照。



は400万円を超え、このことが発覚した平成20年5月末には本件口座の残高は約2万円であった。

平成20年6月、XはYに対し、保佐開始の審判があったことを届け出た。同年7月、XはYに対して、平成19年6月から平成20年6月の本件口座の預金払戻し行為全てを取り消す意思表示をした。

XのYに対する本件口座にかかる普通預金の払戻請求に対して、Yは、普通預金取引約款に基づく免責を主張した。当該約款には、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けくださいとの規定、及び、この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いませんとの規定がある（以下、この約款規定を「本件免責約款」と呼ぶ）。

## ② 第一審<sup>(8)</sup>

第一審の横浜地裁は、Xの主張を認め、Yに預金の払戻しを命じた。判決では、Yが主張した本件免責約款の効力について、次のように述べられている。

「上記預金規定の定めは、保佐等開始の審判がなされた者にその旨の届出義務を課した上、これを怠った制限能力者に取消権の行使を事実上不可能とさせるものであるところ、原告のように、精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分であると認められた者に対して上記のような義務を課すこと自体背理といえる上、これを怠った場合の不利益も極めて大きいものであって、このような上記預金規定の定めは、制限能力者を一定の範囲で保護することとした民法の各規定の趣旨に著しく反するものであり、少なくとも制限能力者との関係では、その法的効果を認めることはできないと解すべきである。」

このように、判決では本件免責約款の法的効力を否定した上で、Xが詐術を用いたといったYのその他の主張も否定して、Xの預金払戻し行為の取消しを認めた。Yは控訴した。

## ③ 控訴審<sup>(9)</sup>

控訴審である東京高裁は、一転してYの主張を認め、Xの預金払戻し請求を退けた。そこでは、本件免責約款の効力について、次のように述べられている。

「銀行取引の反復性、大量性さらに金融機関における預金の払戻しが、本件のようにATM（現金自動預払機）によってなされるような場合を考慮すれば、被保佐人が保佐人の同意がない場合に金融機関から預金の払戻しを受けられないようにするには、まずは、保佐人におい

---

(8) 平成22年7月22日金融商事判例1383号46頁。

(9) 平成22年12月8日金融商事判例1383号42頁。

て、預金通帳や預金カードの管理を十分にすることが求められるほか、一般には、金融機関に審判がされたことを届出て、ATM（現金自動預払機）による払戻しを不可能にするなどの措置を執らない限り、被保佐人の保護が全うされないことが明らかである。このようなことからすれば、上記免責約款の規定は、被後見人、被保佐人、被補助人の保護と取引の安全の調和を図るための合理的な定めであると解される。そして、上記普通預金規定（免責約款を含む）は、控訴人と預金取引を行う多数の預金者との間の預金取引に関する、いわば条理を定めたものであって、預金者の知、不知を問わず、拘束力を有するものと解するのが相当である。」

このように、判決では免責約款の有効性を認め、Xが届出をしない間に行った預金の払戻しは、取り消すことができないとした。

### （３） 預金取引における問題点の指摘

後見等が開始した場合の銀行側の対応について、上記の裁判例も踏まえると次のような点が問題となると思われる。

#### ① 届出義務を課すこと自体の適法性及び妥当性

第一に、銀行が約款規定により、預金者について後見等が開始した際の届出義務を課すことができるのかという点である。この点は上記裁判例において、第一審と控訴審の結論を分けた重要な点であると思われる。

一般論としては、預金取引に際して、預金者に一定の事象が生じた場合に、遅滞なく銀行に届け出る義務を課すことは、何ら問題となるものではないし、預金約款にその旨の規定を置くことは許されるであろう。問題は、届け出るべき事象が預金者の後見等の開始という事象である場合に、特別の考慮を必要とするかという点である。

届け出るべき事象が後見等の開始であるということは、実際に届出が必要となった時点において、預金者本人の事理弁識能力は確実に低下していることになる。特に「事理を弁識する能力を欠く状況にある」成年被後見人に対して、後見が開始したことを自ら届け出るように求めるような約款規定は、不可能を強いるものであって、無効と解すべきようにも思われる<sup>(10)</sup>。もっとも、そうした約款規定が、後見の開始を「自ら」届け出ることを求めているのかが、前提として問題とされるべきであろう。

#### ② 届出義務の履行主体は誰か

そこで、第二の問題として、後見等が開始した場合における、上記届出義務の履行主体は誰

---

(10) 本山敦「保佐開始と預金取引」月報司法書士 67頁（2012）。

かを考える必要がある。上記第一審判決は、届出義務を負うのが被保佐人である以上、実際の届出を行うのも被保佐人であるという前提をとっているように思われるが、控訴審判決は、保佐人が金融機関への届出を行うべきであると考えているようである。

制限行為能力者となった後でも、それ以前に締結した契約上の債務については履行の義務があるわけであり、履行を怠れば債務不履行責任を問われる可能性がある。制限行為能力者が自ら履行しようとし、もしくは履行することが期待できない場合には、本人が責任を問われないように適切な措置を取ること、後見人等の役割の一つと考えられる。

もっとも、そこで後見人等に期待される「適切な措置」は、法定後見が開始した場合と、それ以外の場合では、異なる可能性がある。法定後見の場合、本人の事理弁識能力は著しく低下した状態にあり、行為能力が全面的に制限されている反面、後見人には財産管理についての包括的な代理権限が法定されている。このことからすれば、新たな法律行為をする場合だけでなく、すでに負っている債務の履行についても、後見人が本人に代わって行うことが期待されているといえそうである。

ところが、保佐、補助が開始する場合というのは、本人の事理弁識能力の低下の程度は相対的に小さく、行為能力の制限についても、一部にとどまる。また財産管理のための代理権を保佐人や補助人に与える審判は、本人の意思に反してすることができない（876条の4第2項）。さらに、保佐人や補助人は、その事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮する義務がある（876条の5第1項）。

任意後見の場合については、本人の行為能力は制限されず、任意後見人の代理権も委任契約の内容による。また、任意後見契約が効力を生ずる任意後見監督人の選任には、本人の同意が原則となる（任意後見契約法4条3項）。そして、事務処理に当たっては、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（任意後見契約法6条）。

つまり、法定後見以外の場合というのは、本人が自ら意思で財産管理を行うことができることを前提にしつつ、一定の行為について、本人の同意のもとで代わりに行うことができるに過ぎないというのが制度の建前となっているわけである。このように考えるなら、すでに負っている債務の履行についても、本人自らが行うのが原則であり、本人が履行を拒絶しているような場合に、その意思に反してまで代わりに履行を行うことはできないとも考えられるわけであ



る<sup>(11)</sup>。

このように考えると、預金者について後見等が開始した場合における銀行への届出義務についても、後見の場合については後見人が、それ以外の場合には本人自らが、届け出ることが期待されていると言えるかもしれない。そして、被保佐人といえども、すでに負っている契約上の債務は自ら履行することが期待されているとするならば、事理弁識能力が低下する以前に、預金約款で届出義務を課すことが、それ自体背理であるとまでは言えないかもしれないのである。

### ③ 届出義務違反の効果はどのようなものか

もっとも、本件免責約款を無効とした第一審判決は、当該約款が届出義務を課したことだけを問題としているわけではなく、同義務を怠った場合に、「取消権の行使を事実上不可能とさせる」点も問題にしている。そこで、第三の問題として、届出義務の違反の効果は、どのように考えるかという点を取り上げよう。

本件免責約款では、届出前に生じた損害について銀行は責任を負わないという趣旨の規定があったが、そこでの届出前に「生じた損害」や銀行側の「責任」とは何なのかは、はっきり書かれていなかった。しかし、少なくとも控訴審判決は、本件免責条項は、預金者側に届出義務違反があった場合に制限行為能力を理由とした取消権の行使を制限する法的効果を持つものと捉えているようである。

しかし、制限行為能力者に与えられた取消権は、事理弁識能力の不十分な制限行為能力者の保護を取引の安全に優先させるという公序の具体化であって、契約当事者間の合意によって排除できない強行規定としての性格を持つと考えるのが自然である。そうすると、届出義務に違反した場合に制限行為能力を理由とした取消しを認めないという条項を約款に書き込んだとしても、そのような条項は無効となると解するべきであるように思われる<sup>(12)</sup>。

問題は、届出義務違反の効果として、債務不履行による損害賠償責任を課すことができるかである。すでに払い戻した預金について、預金者からの取消しにより二重に払戻しを義務付け

---

(11) 滝沢昌彦「成年後見等の開始の届出を義務付けて届出前の損害について金融機関を免責する約款の効力」(金法1953号10頁(2012))は、届出義務の合理性を認めつつ、これは被保佐人の義務であるとして、保佐人の義務違反により被保佐人が不利益を受けることになる点を問題視する。実質的にはもっともな指摘だが、約款を締結した当事者でない保佐人が、約款により直接に義務を負わされているとみることは難しく、やはり被保佐人の義務を保佐人が代行することが期待されているにすぎないというべきではないか。それ以上の義務を保佐人に課するのであれば、何らかの立法的な手当を要するのではないかと思う。

(12) 清水恵介「保佐制度と預金管理」(実践成年後見43号74頁(2012))は、制限行為能力による取消し規定は強行法規であり、仮に任意法規と解したとしても、本件約款は消費者契約法10条に照らして無効である可能性を指摘する。

られることを銀行の「損害」ととらえ、それが預金者の届出義務の不履行によって生じたものであると考えられるならば、払戻しと同額の損害賠償義務が預金者に生じることになり、結局取消しを認めないのと同じ結果を生じさせることになる。

制限行為能力取消しの制度が強行規定であるという理解からは、実質的に見て取消権を排除する機能を持つこうした損害賠償条項は、無効であるという考え方もありうるだろう。しかし他方で、契約により課された債務に違反した場合、制限行為能力者といえども債務不履行の責任を負うのが原則であるとする、届出義務違反から損害賠償義務が生じるという趣旨の条項であれば、有効な合意として認められるという考え方もできそうである。

以上のように見てみると、預金者に後見等が開始した場合に生じる問題点への対処のため、銀行がとっている約款上の対応には、それなりに根拠もありそうである。しかし、その法的安定性については、なお不明確な部分が多いし、なにより実質的に見た場合に、こうした対応が適切であるかを検討する必要がある。

## 4 現状の問題点

ここまで見てきた銀行側の対応に関連して、いくつかの問題点を指摘しておくことにする。

### (1) 法定後見

法定後見人は、被後見人の財産の調査と目録作成が義務とされている（853条1項）。また、被後見人の財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有する（859条1項）。従って、法定後見が開始した場合には、法定後見人は被後見人の預金口座を把握し、本人に代わり後見開始の事実を銀行に届け出て、被後見人が単独で銀行から払戻しを受けることのないようにすることが可能であり、また望ましい<sup>(13)</sup>。

もっとも、法定後見人が、そうした届出をしないまま、被後見人が預金を払い戻したような場合の効果は、現行法上は必ずしも明らかではない。すでに述べたように、制限行為能力取消しの民法上の規定が強行規定であるとする、取消し自体は認めた上で、銀行は預金を二重に払い戻さなくてはならなくなった「損害」について、法定後見人の職務懈怠によるものとして不法行為による損害賠償責任を追求するといった方法が考えられる。法定後見人が第三者に直接に義務を負う場合があること<sup>(14)</sup>を前提に、その義務の範囲を明確化する努力が求められる。

(13) 成年被後見人は事理弁識能力が著しく不十分な者とされているが、一時的な症状の回復等、単独での払戻請求が全く想定できないわけではない。

(14) この点について、西島良尚「成年後見人の第三者に対する責任」(実践成年後見 51号 31頁以下 (2014)) 参照。

## (2) 保佐

保佐については、保佐人の義務と権限範囲について、制度的な問題がある<sup>(15)</sup>。すなわち、保佐人は、預金の払戻しについて同意権を与えられているにも関わらず、預金口座を把握する義務を負わされているわけではなく、銀行に保佐開始の届出をする義務を負っているわけでもない<sup>(16)</sup>。このため、銀行は、保佐の開始を知る端緒すらなく、被保佐人に預金を払い戻すことがありうるのである。

解決の方向性は二つある。一つ目は、保佐人にも、法定後見人と同様に、被保佐人の預金口座を把握する義務、銀行に対して保佐開始の届出をする義務を課するという方向性である<sup>(17)</sup>。保佐人が同意をしていない被保佐人の預金払戻しは取り消すことを認める代わりに、保佐人が上記の義務に違反して第三者に損害を与えた場合には、保佐人が不法行為責任を負うと考えるわけである。もし、預金の払戻し（元本の領収）について、保佐人に同意権を与えるという現行法の規定（13条1項）を維持するのであれば、このような立法的対応をとる必要があるのではないかと思われる。預金の払戻し（元本の領収）について同意権を付与された補助人についても、同様のことがいえる。

二つ目は、預金の払戻しには、保佐人の同意は不要とする方向性である。すでにそうした立法論は、しばしば主張されている<sup>(18)</sup>。保佐人に被保佐人の財産調査義務や、届出義務の不履行について不法行為責任を課すことが、保佐人の職務にとって過度に負担になるとすれば、こちらの方向を取らざるを得ないであろう。

いずれにせよ、現在の保佐に関する民法の規定は、中途半端といわざるを得ない。

## (3) 補助・任意後見

補助については、後見や保佐とは異なる考慮が必要である。裁判所が補助開始の審判をしたが、「元本の領収」についての同意権を補助人に付与しなかったという場合、預金債権を含む債権管理については、被補助人の自己責任で行うのが原則である。事理弁識能力の減退が相対的に小さい被補助人の場合、できるだけ本人の意思を尊重するのが、制度理念だからである。

---

(15) 清水恵介「保佐人の同意権と財産管理権 ―現代保佐論の展開に向けて―」（成年後見法研究10号124頁以下（2013））は、保佐制度全般の見直しを提案する。

(16) すなわち、法定後見人は、被後見人の財産の調査と目録作成が義務とされている（853条1項）のに対して、保佐人には、そのような義務規定はない。本山敦（前掲注（10）67頁以下）は、これに加えて事実行為としての通帳の管理権限の根拠も不明確であることを指摘する。清水恵介（前掲注（15）135頁）も、保佐人の財産管理権の明確化を主張する。

(17) 当然、この場合の保佐人は本人の意思に反してでも保佐開始の事実を届け出る権限を有していると解する必要がある。

(18) 道垣内弘人「成年後見制度私案（4）」（ジュリ1077号124-125頁（1995））、清水恵介（前掲注（15）136頁）など。

もちろん、銀行は約款等で、払戻しの一時停止事由を定めることはある程度まで可能である<sup>(19)</sup>。しかし、補助が開始したことを理由に、本人単独での預金取引を一切認めないことは、たとえそれを補助人が望んでいても、望ましい対応とはいえない。

任意後見についても、補助の場合と同じく、委任者本人が単独で払戻しを求めた場合に、銀行がこれを拒絶することは望ましい対応とはいえない。任意後見契約は、委任者本人の行為能力を何ら制限するものではないからである。

もっとも、補助や任意後見を開始した後、本人の事理弁識能力が著しく減退したような場合に、法定後見や保佐を開始するまでの間、一時的に被補助人、任意後見契約の委任者への払戻しを、一時的に停止することは許されて良いであろう。

いずれにせよ、こうした対応は、事前にできるだけ明確にルール化することが望ましい。

## 5 おわりに

ここまで、預金者に後見等が開始した場合の現行法の仕組み、銀行側の対応、その問題点について論じてきた。後見等が開始したことを銀行に届け出させるという預金約款の規定は、預金者本人の利益ともなる適切な預金管理を実現するためには必要なものであろう。しかし、成年後見制度が事理弁識能力の低下の程度に応じてきめ細かい制度設計をしていることに鑑みれば、特に補助や任意後見の場合などには、本人の意思も尊重するきめ細かい対応がなされることと、そのことが事前に明確な合意の形になっていることが望ましい。その点では、成年後見等が開始した場合における銀行側の対応については、今後も改善の余地があろう。

他方、預金口座の管理が、事理弁識能力の減退した本人の財産管理において、極めて重要な意味を持つことを考えるなら、後見人や保佐人の義務と権限について、今以上に明確な規定が求められる。本稿での立法提案はあくまでも試論にすぎないが、制度の問題点の見直しは重要な課題と思われる。

---

(19) 中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金融法務研究会報告書12号30頁(2005)。